

岩見沢市新病院エネルギーサービス事業に係る基本協定書（案）

岩見沢市新病院エネルギーサービス事業（以下「本事業」という。）に関して、岩見沢市（以下「発注者」という。）と〇〇〇（以下「事業者」という。）とは、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本事業に係る公募型プロポーザルにおいて、事業者の技術提案書を選定したことを確認し、発注者と事業者が協力して、本事業及びこれらに付随し関連する一切の事項に関する契約（以下「ES契約」という。）の締結に向けて、必要な事項を定めることを目的とする。

（当事者の義務）

- 第2条 発注者及び事業者は、ES契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応しなければならない。
- 2 事業者は、「岩見沢市新病院エネルギーサービス事業に係る公募型プロポーザル実施要領」を遵守の上、発注者に対し技術提案を行ったものであることを確認するものとする。
 - 3 発注者及び事業者は、実施設計者と協力し、実施設計着手段階での設計グレードの確認を行い、必要に応じて提案された事業費の修正などを実施すること。
 - 4 事業者は、エネルギーサービス設備（以下「ES設備」という。）の設計、施工、運転及び維持管理に対する対価及び事業者が提案を行った業務を反映した費用（以下、「事業費」という。）について、発注者との合意に協力するものとする。
 - 5 事業者は、ES契約締結のための協議において、発注者の要望事項を可能な限り尊重するものとする。

（基本合意）

- 第3条 事業者は、ES設備の設計完了後に、工事発注に必要となる設計図面及び積算根拠等を発注者に提出し、了承を得るものとする。
- 2 発注者及び事業者は、前項に基づき、施工内容及び条件並びに事業費等の詳細について定めた基本合意を締結するものとする。
 - 3 基本合意の内容については、発注者及び事業者の協議のうえ発注者が決定するものとする。
 - 4 基本合意が締結された時点以降、本協定と基本合意の内容に差異が生じた場合は、本協定に優先して基本合意が効力を有するものとする。

（ES契約の締結）

第4条 発注者及び事業者は、エネルギーの供給開始までに、ES設備の運用条件等を定めたES契約を締結するものとする。

（準備行為）

第5条 事業者は、ES契約締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業の実施に関し、必要かつ相当な範囲において準備行為を行うことができるものとする。

（ES契約不調の場合の処理）

第6条 発注者及び事業者のいずれの責めにも帰すことができない事由により、ES契約の締結に至らなかった場合、発注者及び事業者が本事業の準備に関してそれぞれ要した費用については、各自がそれぞれ負担するものとし、発注者及び事業者は、相互に債権債務の生じないことを確認するものとする。

（秘密保持）

第7条 発注者及び事業者は、本協定に関する事項につき、相手方の同意を得ずしてこれを第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外に使用しないことを確認する。ただし、裁判所により開示が命じられた場合、事業者が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合又は発注者が法令に基づき開示する場合は、この限りではない。

(協定内容の変更)

第8条 本協定に規定する各事項は、発注者及び事業者の書面による合意によらなければ変更することはできない。

(本協定の有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、本協定締結の日からES契約の締結日までとする。ただし、ES契約に至らなかった場合は、発注者と事業者で協議し、ES契約締結に至る可能性がないことを確認の上、発注者が事業者に書面で通知した日までとする。

2 本協定の有効期間の終了にかかわらず、第6条及び第7条の規定の効力は存続するものとする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第10条 本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、また、本協定に関して発注者と事業者との間に生じた紛争について、札幌地方裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所とする。

(疑義の解決)

第11条 本協定に定める事項に疑義が生じた場合、又は本協定に定めのない事項で必要がある場合には、発注者と事業者が協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、発注者及び事業者が記名捺印の上、各自1通を保有する。

令和6年〇月〇日

発注者
岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号
岩見沢市
岩見沢市長 松野 哲

事業者
〇〇〇〇〇〇〇